

事業計画

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生（岩手県、宮城県、福島県合計：約2,270万トンと推計。3県において1年間で排出される一般廃棄物の約11年分の廃棄物量に相当）。これらの災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、適正かつ効率的に処理を進めなければならない。また、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理（福島県は県内処理が基本）、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材としての活用などの再生利用についても進める必要がある。

- ② 国、県、市町村においては、以下の役割分担により、処理を進める。
 - ・国は、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等の作成のほか、財政措置、専門家の派遣、広域処理、再生利用の推進のためのマッチングを支援する。
 - ・県は、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、被災した市町村から地方自治法に基づき事務委託を受けた場合は処理を実施する。
 - ・市町村は、災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施する。なお、災害廃棄物処理特措法（平成23年法律第99号）第4条において、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行する。平成24年3月末の時点で、福島県新地町及び相馬市からの代行要請を受諾した。

- ③ 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね搬入するという目標については、福島県内の警戒区域を除くすべての市町村において達成した。また、その他の災害廃棄物を平成24年3月末までを目途に仮置場へ移動するという目標については、福島県内の警戒区域を除く市町村において概ね達成した。

なお、浸水している農地において重機作業が困難である場合などは、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定めた。また、宮城県仙台市、石巻市、岩手県釜石市、福島県いわき市等については、損壊家屋等の解体量が多く、大規模な建物が含まれ解体に時間を要することから、各市町村の解体スケジュールに沿って進めることとし、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定めた。また、一部の市町村については、平成23年度末の状況を踏まえ、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定め直した。これらの個別の目標については、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了させる。

- ④ 再生利用が可能な災害廃棄物は、極力再生利用することを基本とし、コンクリート

くずについては復興の資材等として被災地で活用、木くずについては広域での活用も検討する。その他の種類別処理方法については、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成23年5月16日）に示したとおり。

- ⑤ 腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月末までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。
- ⑥ 岩手県については災害廃棄物処理詳細計画（平成23年8月）に基づき、6箇所の二次仮置場における破碎・選別の後、焼却、セメント焼成、再生利用、最終処分を行うこととしている。
- ⑦ 宮城県については災害廃棄物処理実行計画（第1次案）（平成23年8月）に基づき、4つのブロック（石巻ブロック、亘理・名取ブロック、東部ブロック、気仙沼ブロック）ごとに中間処理、最終処分を行うこととしている。
- ⑧ 福島県については、各市町村において災害廃棄物の処理が進められているところであるが、放射性物質汚染対処特措法（平成23年法律110号）に基づき、環境大臣が指定する地域においては、国の直轄による災害廃棄物の処理を進める。
- ⑨ なお、中間処理・最終処分については、可能な限り前倒しして実施することとし、特に、青森県三沢市、茨城県大洗町、千葉県山武市については平成24年3月までに完了した。また、宮城県利府町、茨城県日立市については平成24年9月までに、青森県八戸市、宮城県女川町、千葉県旭市については平成25年3月までに、岩手県洋野町については平成25年9月までに前倒しで行うことを目標とする。

⑩ 成果目標

市町村版作成の対象市町村（43市町村）のうち、


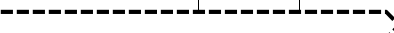
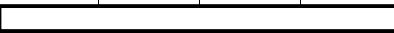

- a. 災害廃棄物の仮置場への移動を完了させた市町村数
- b. 中間処理・最終処分を完了させた市町村数

により評価を実施する。a.については平成24年3月末までに、b.については平成26年3月末までに、対象市町村において完了させることを目標とする（ただし、上記③及び⑨については個別に評価実施する。）。

a.について、平成24年3月末までの当該目標を定めていた23市町村のうち目標を達成した市町村は、青森県で1市町村、岩手県で3市町村、宮城県で1市町村、茨城県で3市町村、千葉県で1市町村となっている。

- ⑪ なお、本事業計画及び工程表は、平成23年8月18日に公布・施行された災害廃棄物処理特措法第3条に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表として定めている。

工程表(全体版)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の仮置場への移動	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				 (その他の災害廃棄物) 一部市町村については個別に目標を定めており、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了												
中間処理・最終処分					 (中間処理・最終処分)				 (木くず、コンクリートくずの再生利用)								